

資 料

ホーチミン市師範大学特殊教育学部における特殊教育教員養成の現状

安藤 隆男*・丹野 傑史*・黒羽 マイ*・
尾坐原 美佳**・任 龍在*・Hoang Thi Nga***

本研究では、ホーチミン市師範大学特殊教育学部における教員養成の実態について、カリキュラムの分析を行った。特殊教育学部のカリキュラムは基礎科目(32単位)、専門基礎科目(35単位)、専門科目(52単位)、教育実習(10単位)、卒業論文(6単位)の合計135単位で構成されており、特殊教育に関する科目は71単位であった。カリキュラムの特徴としては、①インクルーシブ教育の重視、②早期教育の重視、③特殊教育に特化したカリキュラムの編成、④知的障害が必修であることがあげられた。このうち①、②、④については、2010年のカリキュラム改訂により見られた特徴であり、特に①と②については、近年のベトナムにおける教育全体の施策を受けて改定した内容であると思われる。また、③については、ベトナムでは原則1つの専攻において1つの資格しか取得できない教員養成制度となっており、そのために教科に関する科目が少ないのではないかと考えられた。

キー・ワード：ホーチミン市師範大学特殊教育学部 教員養成カリキュラム
カリキュラムの特徴

I. 問題の所在と目的

近年のベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)における教育は、1990年の「万人のための教育世界会議(World Conference on Education for ALL)」(ジヨムティエン会議)や、2000年にセネガルのダカールで開催された「世界教育フォーラム(World Education Forum)」で採択された「ダカール行動枠組み(Dakar Framework for Action)」といった国際的な動向の影響を受け、「万人のための教育(Education for All)」として展開されてきた(南部・白銀, 2013; 高馬, 2013)。特殊教育¹⁾についても、1992年に憲法が改正されて障害児の教育の機会について規定

がなされるなど、1990年代以降法整備が進められてきた。

特殊教育に関する特に重要な法令として、「障害者法令」(Pháp lệnh về người tàn tật, 06/1998/PL-UBTVQH10)、「教育法」(Luật giáo dục, 11/1998/QH)、「障害者法」(LUẬT NGƯỜI KHUYẾT TẬT, 51/2010/QH12)があげられる。「障害者法令」は1998年に規定され、障害者の権利一般を認めた法令であり、翌1999年に出された「障害者法令」の実施に関する細則を定めた政令(55/1999/NĐ-CP)により、教育訓練省²⁾が環境整備の責務を負っていることが規定された(第16条)。同じく1998年に施行された「教育法」は、日本の「教育基本法」に該当する法律であり、第58条において政府が特殊教育学校の設立を奨励することが盛り込まれた(近田, 2001)。2010年に規定された「障害者法」は、「障害者法令」

* 筑波大学人間系

** 筑波大学大学院人間総合科学研究科

*** ホーチミン市師範大学

を刷新し新たに「法律」に格上げしたものであり、第4章(27条～31条)において特殊教育に関して規定されている。

これらの法整備と並行し、国際的な動向も踏まえて、国家の行動計画も策定されている(南部・白銀, 2013)。2006年には、「障害者のための国家支援計画(2006-2010)」(Đề án trợ giúp người tàn tật giai đoạn 2006-2010, 239/2006/QĐ-TTg)が策定され、2015年までにすべての障害児に対してインクルーシブ教育を提供することを目指している(南部・白銀, 2013; 黒田, 2013)。

「障害者のための国家支援計画(2006-2010)」にもあるように、ベトナムの特殊教育の主要な教育方法はインクルーシブ教育である。実際、「障害者法」においても、第28条第1項では、特殊教育の場としてインクルーシブ教育、セミインクルーシブ教育、特殊教育学校という3形態を規定しているが、第2項では主要な教育方法がインクルーシブ教育であることが規定されている。

以上のように、ここ20年ほどでベトナムにおける特殊教育に関する法整備は進められたが、特殊教育の義務制までには至っていないこと³⁾(森澤, 2003)、就学率が依然として低い水準にあること(黒田, 2013; 南部・白銀, 2013)、施設設備面だけでなく教員の専門性や絶対数が足りていないこと(Nguyen, 2009; 黒田, 2006)など、様々な課題があることが指摘されている。

ベトナムの特殊教育を展開していく上での課題の1つとして、教員養成がある。ベトナムにおける特殊教育教員養成は、1999年にハノイ(ハノイ師範大学)とホーチミン(ホーチミン市幼児師範学校)で開始され、現在ではハノイ師範大学とホーチミン市師範大学の2つの師範大学を中心に行われている⁴⁾。教員養成の対象となっている障害種は、比較的古くから教育が行われてきた視覚障害と聴覚障害の2障害と、知的障害が中心であり、肢体不自由や病弱は特殊教育の対象となっていないこともあり、養成は行われていない(江田・森澤・井上, 2003)⁵⁾。

また、ベトナムでは日本のような教員免許制度はない(関口, 2012)。2005年に改訂された「教育法(Luật giáo dục, 38/2005/QH11)」(以下、2005年教育法)第77条では、教員資格について、就学前および小学校の教員については中級師範学校(2年制)、中学校の教員については師範短期大学(3年制)、高等学校の教員については師範大学(4年制)の卒業資格が必要であると規定されている(近田, 2009)。これらの卒業資格を持ち、各省が実施する公務員試験に合格することにより、教員資格を得ることができる(関口, 2012; 柴山, 2008)。

ところで、2005年教育法第77条では、特殊教育学校の教員資格については規定がない。「障害者法」第29条では、特殊教育に関する教員養成に関する規定はあるが、要件やカリキュラム等の具体的な規定は示されていない。幼児教育においては、芝山(2008)が1つの学部で1つの資格しか養成できないベトナムの教員養成の特徴とそれの伴う難しさを、現地の教員とのセミナーでの意見交換等も踏まえて報告している。特殊教育については、江田ら(2004)や黒田(2013)が視覚障害、聴覚障害、知的障害について教員養成を行っていることを報告しているが、具体的なカリキュラム等の検討までは行っていない。

そこで、本研究はホーチミン市師範大学(Trường Đại học Sư phạm Thành Phố Hồ Chí Minh; Ho Chi Minh University of Pedagogy)特殊教育学部(Khoa Giáo dục Đặc biệt)における特殊教育教員養成の実態について、カリキュラム分析を通して明らかにすることを目的とした。

II. 方法

1. 対象

ホーチミン市師範大学特殊教育学部を対象とした。ホーチミン市師範大学は、ハノイ師範大学とともにベトナムにおける特殊教育の教員養成の中心的な役割を担っている。特殊教育学部は、2002年に特殊教育学科として設立され、2007年に特殊教育学部へと移行した。同学部

Table 1 ホーチミン市師範大学特殊教育学部のカリキュラムの構成

	必修	選択		合計
		必修	自由	
基礎科目	32	—	—	32
専門科目	専門基礎科目	35 (12)	—	35 (12)
	専門科目	22 (22)	30 (21)	52 (43)
	教育実習	10 (10)	—	10 (10)
	卒業論文	—	6 (6) ¹⁾	6 (6)
合計	99 (44)	36 (27)	0	135 (71)

括弧内は特殊教育に関わる科目の単位数。

1) 卒業論文6単位を履修しない場合、特殊教育に関わる科目を6単位履修。

は、視覚障害、聴覚障害、知的障害の3つの障害種について教員養成を行っている。2014年度現在、教員数が14名、学生数が132名（1年生44名、2年生50名、3年生17名、4年生21名）である。

2. 手続き

ホーチミン市師範大学特殊教育学部に依頼をし、同学部教員であるHoang Thi Nga氏に特殊教育学部のシラバスを提供してもらった。シラバスについては、以下の手順で分析を行った。

①翻訳：ベトナム語を母語とし、日本語も理解する研究者1名が翻訳した。適切な訳語が見つからなかった場合は、内容を説明してもらった上で、訳者と日本の特別支援教育を専攻している大学院生および特別支援教育専門の大学教員、研究員ら4名で協議し、訳語を決めた。

②内容の分析：日本語訳された科目名およびシラバスの内容を元に、開設されている科目の内容を分類した。分類は、一般教養に関する科目、普通教育に関する科目、特殊教育に関する科目で行った。シラバスの内容が不明な場合には、面接やメールにより特殊教育学部に対して聞き取りを行った。

3. 調査時期

2014年4月～7月

Ⅲ. ホーチミン市師範大学の特殊教育教員養成カリキュラムの現状

1. カリキュラムの構成

特殊教育学部のカリキュラムの構成をTable 1

に示した。特殊教育学部では全67科目（161単位）開設されており、卒業に必要な単位は135単位である⁶⁾。カリキュラムは基礎科目と専門科目から構成され、このうち専門科目については、専門基礎科目、専門科目（必修）、専門科目（選択必修）、教育実習、卒業論文に分類される。特殊教育学部は視覚障害専攻あるいは聴覚障害専攻の2つの専攻を設けており、学生は入学年度により視覚障害あるいは聴覚障害のいずれかを専攻することとなる。

また、特殊教育学部では卒業論文は選択科目となっており、卒業論文を履修しない場合、「個別の教育計画」、「障害児の保護者に対するカウンセリング」、「障害児の性教育」、「障害児の身辺自立指導法」の4科目の中から2科目（6単位）を履修する。なお、シラバスでは選択自由科目という区分もあったが、該当する科目はなかった。

Table 1には開設科目のうち特殊教育に関わる科目の単位数についても示してある。専門基礎科目は35単位中12単位、専門科目（必修）は22単位中22単位、専門科目（選択必修）は30科目21単位が特殊教育に関わる科目であり、基礎科目には特殊教育に関する科目は開設されていない。

2. 各科目区分の内容について

(1) 基礎科目：基礎科目は全12科目32単位⁷⁾開設されており、すべてが必修科目である。「マルクス・レーニン主義（5単位）」、「ベトナム共産党の革命方針（3単位）」、「ホーチミン氏

Table 2 開設科目一覧（専門基礎科目）

分類	科目名	単位
普通教育に関する科目	保育・幼稚園・小学校の年齢段階の教育学	3
	保育・幼稚園美術	3
	保育・幼稚園音楽	3
	児童読み聞かせ	2
特殊教育に関する科目	障害児心理学	2
	特殊教育に関するベトナム語	2
	特殊教育概要	2
	インクルーシブ教育	2
	障害児の早期介入プログラム	2
	精神障害学	2
心理学に関する科目	子どもの心理学	3
	保育・幼稚園・小学校の年齢段階の心理学	4
	神経心理学	2
その他	子どもの衛生・病気予防	3

Table 3 開設科目一覧（専門科目（必修））

分類	科目名	単位
知的障害に関する科目	知的障害児の診断・評価	3
	小学校における知的障害児の指導法	3
	保育・幼稚園における知的障害児の養護・教育	4
発達障害に関する科目	自閉症児教育	2
	注意欠陥・多動性障害児教育	2
	学習障害児教育	2
	障害児の行為管理 ¹⁾	2
その他の障害に関する科目	言語障害児の指導法	2
	脳性まひ児教育	2

1) 行動障害に関する基礎知識と対応に関する内容。

の思想（2単位）」といったベトナムの思想や方針に関する科目、「外国語（3科目10単位）」、「情報基礎（3単位）」、「心理学概要（2単位）」、「教育学概要（2単位）」、「科学研究法（2単位）」、「インテルによる指導法に関する基礎的なプログラム（2単位）」、「教育機関における行政管理と専門管理（1単位）」、といった一般教養に関わる科目から構成されている。

（2）専門科目：専門科目は専門基礎科目、専門科目、教育実習、卒業論文から構成される。まず、専門基礎科目についてである。専門基礎科目では、幼児、児童を対象とした教育学、心理学に関する科目や、「特殊教育概要」などの

特殊教育に関わる科目を履修する（Table 2）。

専門科目（必修）は、Table 3に示すように9科目22単位から構成されており、すべての科目が特殊教育に関わる科目であった。専門科目（必修）における特殊教育関係の科目は、知的障害に関わる科目、発達障害に関わる科目が中心であった。また、「脳性まひ児教育」は肢体不自由児に関わる唯一の必修科目であった。

次に、専門科目（選択必修）についてである。Table 4に示したように、専門科目（選択必修）は3つのグループから構成される。グループ1については、視覚障害専攻の学生は視覚障害に関わる科目群（7科目19単位）、聴覚障害専攻

ホーチミン市師範大学特殊教育学部における特殊教育教員養成の現状

Table 4 開設科目一覧（専門科目（選択必修））

選択グループ	開設科目	単位
グループ1 (どちらかの専攻)	(視覚障害専攻)	
	視覚機能評価	2
	視覚心理	2
	ベトナム語の点字	2
	歩行訓練	3
	重複障害児教育	3
	保育・幼稚園における視覚障害児の養護・教育	4
	小学校における視覚障害児の指導法	3
	(聴覚障害専攻)	
	聴覚学	2
	聴覚障害児のコミュニケーション手段発達	3
	サイン言語	3
	聴覚障害児の聴覚口話法	4
	保育・幼稚園における聴覚障害児の養護・教育	4
小学校における聴覚障害児の指導法	3	
グループ2 (1科目を選択)	心理療法	2
	言語療法	2
	リハビリ (機能訓練)	2
グループ3 (9単位分選択)	小学校の算数学習指導	4
	小学校の国語学習指導	5
	小学校の生活学習指導	2
	保育・幼稚園の絵本読みの指導法	3
	保育・幼稚園の生活科の指導法	3
	保育・幼稚園の算数の指導法	3
	保育・幼稚園の言語発達法	3
	音楽活動の設定法	3
	図画工作活動の設定法	3

の学生は聴覚障害に関わる科目群（6科目19単位）を履修する。各専攻で開設されている科目についてはすべて必修であった。グループ2では、「心理療法」、「言語療法」、「リハビリ（機能訓練）」の3科目から1科目（2単位）を選択することになっている。グループ3については、主に小学校における指導法（3科目11単位）、保育園・幼稚園における指導法（6科目18単位）で構成されており、この中から9単位を履修する。

最後に、教育実習と卒業論文についてである。教育実習は「事前実習Ⅰ（2単位）」、「事前実習Ⅱ（2単位）」、「教育実習（6単位）」の3科目で構成されている。「事前実習Ⅰ（2単位）」は2年次に履修し、視覚障害専攻の学生は盲学

校および知的障害児学校に、聴覚障害専攻の学生は聾学校および知的障害児学校に各1週間行き、授業の見学を行ったり、専門的な講義を受けたりする。「事前実習Ⅱ（2単位）」は3年次に履修する。すべての学生が知的障害児学校に4週間実習に行き、授業見学のほか4時間授業を担当する。「教育実習（6単位）」については4年次に履修し、盲学校（視覚障害専攻）あるいは聾学校（聴覚障害専攻）において10日間の実習を行う。実習内容については、実際に担任として個別の指導計画を作成したり、授業を担当する。

卒業論文は既に述べたようにホーチミン市師範大学特殊教育学部では選択科目であり、卒業論文を履修しない場合には特殊教育に関わる科

目から2科目を履修することになっている。

IV. ホーチミン市師範大学特殊教育学部における教員養成の特徴

特殊教育学部における教員養成カリキュラムの特徴については以下の4点を指摘することができた。

1. インクルーシブ教育の重視

問題の所在と目的で述べたように、ベトナムでは2010年に制定された「障害者法」第28条第2項において特殊教育の主要な教育方法がインクルーシブ教育であることを規定した。また、「障害者のための国家支援計画(2006-2010)」においても、2015年までにインクルーシブ教育を実現することを目標としている。

ところで、特殊教育学部では、教員養成開始当初からインクルーシブ教育を標榜していたわけではない。インクルーシブ教育が打ち出されたのは2010年のカリキュラム改訂である。例えば、「小学校における知的障害児の指導法」は2010年のカリキュラム改訂以前は「知的障害児の指導法」であった(視覚障害児、聴覚障害児の指導法も同様)。また、専門基礎科目の「インクルーシブ教育」(Table 2)も2010年のカリキュラム改訂で新設された科目である。このほか、カリキュラム改訂以前は「保育・幼稚園における乳幼児の養護・教育」として開講されていた科目についても、「保育・幼稚園における知的障害児の養護・教育」(専門基礎科目)、「保育・幼稚園における視覚障害児の養護・教育」(選択必修)、「保育・幼稚園における聴覚障害児の養護・教育」(選択必修)としてそれぞれの障害種ごとに専門科目で開設する形に改訂され、視覚障害専攻であれば視覚障害と知的障害について、聴覚障害専攻であれば聴覚障害と知的障害について学習することになった。

2. 早期教育の重視

2003年、ベトナム政府は「NATIONAL EDUCATION FOR ALL (EFA) ACTION PLAN 2003-2015 (872/CP-KG date 02/07/2003; 以下、EFA行動計画)」を発表した⁸⁾。EFA行動計画は

「ダカール行動枠組み」に基づき、「万人のための教育(EFA)」を実現するための2015年まで達成すべき目標と、目標達成のための行動計画を示したものであり、具体的な行動計画として早期教育(Early Childhood Education)、初等教育(Primary Education)、前期中等教育(Lower Secondary Education)、インフォーマル教育(Non-Formal Education)の4つのターゲットグループを設定している(ベトナム政府, 2003)。ベトナムの早期教育については、既に就学前の3年間(3~5歳児)の幼稚園教育が国民教育制度の一部に組み込まれている(柴山, 2008)。EFA行動計画では2015年までに3、4歳児の就学率を75%に、5歳児の就学率を99%にまで高めるとともに、少数民族や障害児に対して、優先的に早期教育を提供することを目標として掲げている。「障害者のための国家支援計画(2006-2010)」を受けて新たに出された「障害者のための国家支援計画(2012-2020) (Phê duyệt Đề án trợ giúp người khuyết tật giai đoạn 2012-2020, 1019/QĐ-TTg)」でも、早期介入(can thiệp sớm)を積極的に行うことが掲げられている。Dinh (2009)は、日本やアメリカの取り組みを参考に、早期教育の取り組みが行われていることを報告している。

特殊教育学部のカリキュラムに関しては、インクルーシブ教育と同様に2010年の改訂で早期教育重視の方針に転換された(Table 5)。Table 5に示したように、教育学、心理学に関する科目や教科に関する科目について、小学校段階だけでなく幼稚園・保育園段階も対象とした科目に変更されたのがわかる。

3. 特殊教育に特化したカリキュラムの構成

インクルーシブ教育を重視する一方で、国語や算数等のいわゆる普通教育に関わる科目が少ないことも特殊教育学部のカリキュラムの特徴である。Table 1に示したように、特殊教育に関する科目は全135単位中71単位(52.6%)を占めるのに対し、普通教育に関する科目は専門基礎科目が4科目11単位(Table 2)、専門科目(選択必修)の選択グループ3に9単位(Table 4)と

Table 5 2010年のカリキュラム改訂（早期教育関連）

改訂内容	現行カリキュラムでの科目名（科目区分）	旧カリキュラムでの科目名
新設	（専門基礎科目） 児童読み聞かせ （専門科目：選択必修科目） 保育・幼稚園の絵本読みの指導法 保育・幼稚園の言語発達法	
科目名変更	（専門基礎科目） 保育・幼稚園・小学校の年齢段階の心理学 保育・幼稚園・小学校の年齢段階の教育学 保育・幼稚園美術 保育・幼稚園音楽 （専門科目：選択必修科目） 保育・幼稚園の生活科の指導法 ¹⁾ 保育・幼稚園の算数の指導法 ¹⁾	発達心理学 小学校教育学 美術基礎 音楽基礎 生活科の指導法 算数の指導法

1) 「小学校の生活科指導法」, 「小学校の算数の指導法」も開設。

わずかに20単位（14.8%）だけである。日本では教育職員免許法の規定により、特別支援学校教員免許を取得するためには基礎資格として幼稚園、小学校、中学校、高等学校の普通免許が必要である（教育職員免許法第5条別表第1）。また、同5条別表第1では普通免許の取得に必要な最低単位数も示されている。小学校教諭一種免許状の取得を例にあげれば、「教科に関する科目（8単位）」、「教職に関する科目（41単位）」、「教科又は教職に関する科目（10単位）」が必要である。

これに対し、特殊教育学部では、Table 4に示したような指導法が中心であり、日本の「教職に関する科目」に該当すると思われる科目はほとんど見られなかった。これは、ベトナムの教員養成制度と深い関連があると考えられる。ベトナムでは、通常1つの専攻では1つの資格しか取得できない（箕浦・矢田, 2007）。例えば、特殊教育学部を卒業した場合、得られる教員資格は特殊学校教員であり、小学校等については資格を得ることはできない。言い換えれば、特殊教育学部は、特殊教育に特化した養成を行うということであり、そのためにカリキュラムが編成されているのだと考えられる。

4. 養成を行う障害種について

ベトナムでは、設置されている特殊教育学校

が盲学校、聾学校、知的障害児学校の3種類であることから、教員養成についても視覚障害、聴覚障害、知的障害の3障害種について行われてきた（江田ら, 2004）。黒田（2013）によると、例えばベトナム北部のハノイ師範大学では、2012年度より自閉症教育も加えた4つの専攻についてそれぞれ教員養成を行っている。

本研究で明らかにした特殊教育学部においても、2010年のカリキュラム改訂以前は視覚障害、聴覚障害、知的障害の3つの専攻について、それぞれ教員養成を行っていた。2010年のカリキュラム改訂により、視覚障害と聴覚障害の2専攻となった。知的障害については専攻としてはなくなったが、教員養成が行われなくなったわけではない。Table 6には、2007年度版カリキュラムの知的障害専攻における開設科目の2010年版カリキュラムでの位置づけを示した。ここからわかるように、知的障害については、特殊教育学部では必修化したといえる。また、ハノイ師範大学で新たに教員養成の対象となった自閉症教育については、2007年版カリキュラムでは「情緒障害児の指導法」のみであったものが、2010年のカリキュラム改訂では「自閉症児教育」、「注意欠陥・多動性障害児教育」、「学習障害児教育」の3科目が専門基礎科目に開設された。特殊教育学部ではハノイ師範大学

Table 6 専門科目（選択：知的障害）開設科目一覧（2007年）

科目名	2010年版カリキュラムでの位置づけ
特殊教育における科学研究法	基礎科目
特殊教育入門 障害児の早期介入プログラム 神経心理学	専門基礎科目
知的障害児教育（知的障害児の診断・評価） 知的障害児教育（知的障害児の指導法） 脳性まひ児の指導法 情緒障害児の指導法 ¹⁾	専門科目（必修）
視覚障害児教育 ²⁾ 聴覚障害児教育 ²⁾ リハビリ（機能訓練）	専門科目（選択必修：グループ2）
個別の教育計画	卒論未履修時選択科目
ダウン児の指導法 特殊教育における障害児の評価 知的障害児の心理学 知的障害児の早期介入プログラム ³⁾	廃止

- 1) 2010年版カリキュラムでは「自閉症児教育」、「注意欠陥・多動性障害児教育」、「学習障害児教育」として開設。
- 2) 2010年版カリキュラムでは、各専攻でどちらかを履修。
- 3) 「障害児の早期介入プログラム」に統合。

のように新たにコースを設けてはいないが、専門基礎科目として全員が履修する構成となっていた。

また、江田ら（2004）は、肢体不自由児は教育の対象となっていないことを指摘した。特殊教育学部の2010年のカリキュラムにおいても肢体不自由については、必修では「脳性まひ児教育」（専門基礎科目）のみ、選択必修でも「機能訓練」があるのみであり、教員養成の対象とはなっていない現状がうかがえた。

V. 終わりに

日本とベトナムでは教育制度、教育行政が異なっており、単純に一元化して比較することはできない。実際、障害者法第28条では、インクルーシブ教育を特殊教育の主要な教育方法に掲げている。特殊教育学部のカリキュラムは、2010年の改訂により、インクルーシブ教育や早期教育、早期介入を重視したカリキュラムとなった。一方で、ベトナムでは1学部で取得できる資格は1種類であり、日本のように複数の

資格（例えば、小学校教員免許と特別支援学校教員免許など）を取れる制度にはなっていない（柴山，2008）。そのため、特殊教育学部のカリキュラムも普通教育に関する科目がほとんど開設されていなかった。この点は、インクルーシブ教育を推進していく中で、教員の専門性の問題が生じる可能性もある。

付記

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金「グローバル・スタンダードとしての特別支援教育の創成と貢献に関する総合的研究」（平成25-28年度基盤研究（A）、研究代表者：安藤隆男）の研究成果の一部である。

註

- 1) 日本は2007年度より特別支援教育と呼称しているが、ベトナムでは「Giáo dục đặc biệt」であり、英語はSpecial Educationを使用している。そのため、本研究では英語表記に合わせて、「特殊教育」を用いた。
- 2) ベトナムの中央教育行政機関は教育訓練省

- (Ministry of Education and Training) であり、特殊学校も教育訓練省の管轄であるが、ベトナムでは労働疾病兵社会省や保健省の施設も一部教育機能を担っていることから、具体的な実数については把握されていない(黒田, 2013)。
- 3) ベトナムの学制は、小学校5年、中学校4年、高等学校3年となっており、2005年教育法では小学校5年間および中学校4年間の義務教育として定められている。ベトナムでは、就学率はほぼ100%となっている一方で、退学率が高いことが課題となっており、「NATIONAL EDUCATION FOR ALL (EFA) ACTION PLAN 2003-2015」では、2015年までにすべての児童が5年間の初等教育を受けられるようにすることが目標に掲げられている。
 - 4) Ngaによると、現在は2つの師範大学と3つの師範短期大学で、特殊教育教員養成が行われている。
 - 5) 黒田(2013)によると、例えばハノイ師範大学では、2012年度より自閉症教育も加えた4つの専攻についてそれぞれ教員養成を行っている。
 - 6) ベトナムにおける高等教育カリキュラムは、2007年に教育訓練省から出された「単位制度による教育課程に関する規則 (Ban hành Quy chế đào tạo đại học và cao đẳng hệ chính quy theo hệ thống tín chỉ, 43/2007/QĐ-BGDĐT)」に基づいた単位制を採用している(上別府, 2013)。同規則によると、1回の講義は50分間であり、1単位あたりの講義は15時間と定められている。また、卒業に必要な最低単位数は120単位となっている。
 - 7) シラバスでは、基礎科目には卒業要件に関わる科目とは別に、必修科目として「体育(5単位)」、「国防訓練(14単位)」が開設されている。
 - 8) ベトナムは、国連による2015年までに初等教育の完全普及を目指す「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals; MDGs)」達成のため、世界銀行が設立した「Education For All-Fast Track Initiative (EFA-FTI)」の支援対象国であり、「EFA行動計画」は、FTIを受けるために必要な行動計画として策定されたものである(浜野, 2004)。

文献

- 近田政博(2001) 教育資料ベトナム教育法(翻訳). 名古屋高等教育研究, 1, 183-220.
- 近田政博(2009) ベトナム2005年教育法. 株式会社ダイテック.
- Dinh Nguyen Trang Thu (2009) 日本とベトナムとの知的障害児早期介入システムに関する比較研究－日本の先進的早期介入システムを手がかりに－. 滋賀大学大学院教育学研究科論文集, 12, 11-21.
- 江田祐介・森澤允清・井上真友子(2004) ベトナムの障害児教育における現状と課題. 和歌山大学教育学部養育実践総合センター紀要, 14, 133-139.
- 浜野隆(2004) 初等教育普遍化に向けての政策課題と国際教育協力－ベトナムの事例－. 国際教育協力論集, 7(2), 39-53.
- 上別府隆男(2013) アセアン新興国におけるクロスボーダー高等教育の可能性と課題－ベトナムを事例として－. 広島大学国際センター紀要, 3, 52-63.
- 高馬絵吏子(2013) ベトナムにおける近年の教育動向と中等教育改善. 上智教育学研究, 26, 21-43.
- 黒田学(2006) ベトナム障害者と発達保障. 文理閣.
- 黒田学(2013) ベトナムの障害者教育法制と就学実態. 小林昌之(編), 開発途上国の障害者教育－教育法制と就学実態. アジア経済研究所, 81-91.
- 箕浦康子・矢田美樹子(2007) 幼児教育分野におけるアジアの途上国の実態調査とネットワーク形成. 平成16年度－18年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書(平成19年3月).
- 森澤允清(2003) ヴェトナムの障害児教育の特質－ホーチミン市と地方省郡BINH DUONGの実情に照らして－. 日本特殊教育学会第41回大会発表論文集, 731.
- 南部広孝・白銀研五(2013) ベトナムと中国における教育普及政策の展開：特別なニーズをもつ子どもへの対応を中心に. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 59, 125-149.
- Nguyen, T, D (2009) Bao cao Tong ket Cong tac Giao Duc Khuyet Tat Nam hoc 2008-2009. *So Giao Duc Dao Tao Thanh Pho Ho Chi Minh, Vietnam.*
- 関口洋平(2012) 変革期ベトナムにおける教員養

安藤 隆男・丹野 傑史・黒羽 マイ・尾坐原 美佳・任 龍在・Hoang Thi Nga

成改革の動態に関する研究－教員養成モデルの
多様化という視点から－. 日本教師教育学会年
報(21), 128-137.

柴山真琴 (2008) 幼児教育分野における途上国支
援のための基礎研究－文化間対話から見えるベ
トナムの保育者養成の課題－. 鎌倉女子大学紀

要, 15, 1-12.

ベトナム政府 (2003) *NATIONAL EDUCATION FOR
ALL (EFA) ACTION PLAN 2003-2015*. SOCIALIST
REPUBLIC OF VIET NAM, Hanoi.

—— 2014.9.6 受稿、2015.2.16 受理 ——

A Study on the Curriculum for Teacher Training of Special Education in Ho Chi Minh City University of Pedagogy

Takao ANDO*, **Takahito TANNO***, **Mai KUROHA***, **Mika OZAHARA****,
Yongjae LIM* and **Hoang Thi Nga*****

The purposes of this study was to investigate the curriculum construction for teacher training in Faculty of special education, Ho Chi Minh City University of Pedagogy (HCMUP/SP). The curriculum of HCMUP/SP was composed of fundamental subjects (35 credits), specialized fundamental subjects (35 credits), specialized subjects (52 credits), teaching practices (10 credits), and graduation thesis (6 credits). The features of HCMUP/SP's curriculum construction were 1) emphasis on inclusive education, 2) emphasis on early education, 3) curriculum design, 4) reforms on compulsory subjects. 1), 2) and 4) were the results of curriculum reform in 2010, and especially 1) and 2) were affected by the policy for education by the government of Vietnam. As for 3), the curriculum of HCMUP/SP was specialized "special education" and subjects on teaching methods were only opened as subjects related so-called general education. This was considered to be reflected the system of teacher training in Vietnam, in which students in Vietnam could acquire only one teacher license at his major. Finally, because of 4) the subjects on education for children with intellectual disabilities were compulsory, and the subjects on education for children with visual impairments or hearing impairments were selective.

Key words: Faculty of special education, Ho Chi Minh City University of Pedagogy, curriculum of teacher training, features of curriculum

* Faculty of Human Sciences, University of Tsukuba

** Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

*** Ho Chi Minh City University of Pedagogy